

財務省告示第百三十六号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平成十六年三月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年三月十九日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	の法律及びその	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
				利付国庫債券（十年）（第二百五十八回）	財政法（昭和十二年法律第三十四号）第四條第一項、平成十五年法律第十八号）第二條第一項及び例に關する法律（平成十五年法律第十八号）第二條第一項及び法律第十八年号）第二條第一項、昭和二十六年法律第百一十号）第十一條第一項並びに国債整理基金特別會計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項及び第九條第一項		社会等振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下に振替法と云ふものとし、その振替を受けるものとし、その振替を受けるものは日本銀行とする。	国債の募集の取扱及び引受けを目的として組織され、団体としての国債の募集の取扱い及び引受けに關する契約を締結する	額面金額で一兆九千億円
三十二億二千三百十五万円、平	ついで、は、額面金額で二千七百	定に基き、發行する利付国債に	うち、財政法第四條第一項の規	額面金額で一兆九千億円	方法による發行	引受けに關する契約を締結する	の間に國債の募集の取扱い及び	を目的として組織され、団体と	国債の募集の取扱及び引受け

六	七	八	九	十	十一	十二
払込金額	最低額面金額	振替単位	発行の日	募集の価格	利率	経過利子のみ
五十四万四千八百八十五億二千三百	一百一十億四千七百八十五億二千三百	振替法の規定による振替口座簿	平成十六年三月二十二日	額面金額百円につき九十九円九	年一・三パーセント	(一) 額に追加の算入は、
成十五年度における公債の発行	の特別に基づく発行利率	の特別に基づく発行利率	の特別に基づく発行利率	の特別に基づく発行利率	の特別に基づく発行利率	の特別に基づく発行利率

額面金額の総額  $\times \frac{1.3}{100} \times \frac{2}{365}$

十 十 十 十 十  
 八 七 六 五 四  
 募 払 元 償 償  
 集 場 利 還 還  
 期 所 金 金 期  
 間 支 額 限  
 子 以

十  
 三  
 初  
 期  
 利  
 子

平 平 日 額 平 利 て を 毎  
 成 成 本 面 成 子 ` 支 年  
 十 十 銀 金 二 を そ 支 三  
 六 六 行 額 十 六 日 の 払 月  
 年 年 三 百 六 以 日 前 ` 十  
 三 三 月 円 年 三 六 月 各 日  
 月 月 四 につ き 月 間 支 及  
 十 十 日 百 円 二 間 払 九  
 六 六 日 百 十 属 期 月 二  
 日 日 四 円 日 属 期 月 十  
 日 日 日 日 日 日 日 日  
 十 十 十 十 十  
 六 年 三 月 十 六 日 まで

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 そ が 金 と 平  
 る 号 の 銀 額 し 成  
 期 及 翌 行 を 十 十  
 日 び 営 休 支 次 十  
 に 第 業 業 払 の 六  
 つ 十 日 に 日 日 算 年  
 つ 五 に 支 当 た 式 九  
 い 号 払 当 だ し 以 月  
 て 十 十 十 十 十 十  
 同 五 十 十 十 十 十  
 じ 号 十 十 十 十 十  
 。 十 十 十 十 十 十  
 規 十 十 十 十 十 十  
 定 十 十 十 十 十 十

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式による算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額に、ただし、当該国債を発行時に、又は外国法人である者が非居住者又は算出た金額に、前記(一)の算式による算出た金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十九 払込期日 平成十六年三月二十二日